平成２３年（フ）第５２８号
金沢市上荒屋５丁目311番地２　ピースフルハウスⅢ101号、従前の住所金沢市専光寺町せ23番地７
債務者　徳木与志雄
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５３７号
金沢市山王町２丁目220番地、従前の住所金沢市もりの里１丁目149番地
債務者　麻雀メイトこと　土屋　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第４４９号
山梨県中央市山之神1143番地22
債務者　小澤　恵子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４５２号
山梨県甲州市塩山西広門田192番地２
債務者　古屋　政則
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４６４号
山梨県甲府市国母１丁目15番14号
債務者　中島　照美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
長野県塩尻市大字広丘高出2155番地20、前住所長野県塩尻市大字片丘4533番地５
債務者　飯田英美子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７０号
長野県飯田市川路2218番地
債務者　中平　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１９３５号
愛知県春日井市小木田町271番地５
債務者　松浦由紀子
1　決定年月日時　平成23年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６８８号
愛知県あま市古道与六728　西側、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字三本木字村部34番地の３
債務者　波多江正次
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７９６号
名古屋市港区稲永５丁目６番１―502号　西稲永荘
債務者　松丸　雄一
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７２号
愛知県北名古屋市野崎城屋敷11番地
債務者　冨永　糸美
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１２号
三重県伊賀市千戸1687番地の371
債務者　松本　　等
1　決定年月日時　平成23年12月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第２６０号
三重県四日市市坂部が丘３丁目１番地12
債務者　花井　明美
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６１号
三重県いなべ市大安町南金井2827番地12
債務者　村上　　誠
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第９５８号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番５―207号
債務者　島田エイ子
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第９８９号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目26―26　スティルネスⅡ―201号室、住民票上の住所兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目49番８号　メゾン大和５号館316号
債務者　森山　大輔
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１０１１号
兵庫県尼崎市武庫之荘６丁目７番13号
債務者　山本　　彰
1　決定年月日時　平成23年12月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係